

2019年8月25日～27日に開催された「自治労連第41回定期大会」（東京・江東区）での代議員発言です。

児童虐待問題における市町村の体制強化が急務 実態あきらかにし職員の増員、施設整備を

千葉県職労

千葉県職労の児童相談所に関する取り組みについて報告し議論に参加します。

昨年の大会でも児童相談所の実態を報告しましたが、1月に野田市の小学4年生の女児の父親による虐待死について、約3カ月にわたりマスコミで報道されました。今回の事件では、当該児童相談所のマンパワーが決定的に不足し、また、経験の浅い4年未満の職員が6割を占める現状、そして何よりも30年以上大幅な増設がされてこなかった一時保護所の入所児童は、平均でも定員の1.4倍であり、事件当時は2倍近くの入所となっていたことなどに大きな原因があることがわかりました。

この現状から、県職労では、担当者個人の責任とさせず、組織や体制の問題点を指摘するとともに改善を求めていくことが再発防止につながると考え、県当局への申入れや見解も示してきました。申入れでは、まず、現在管内人口で100万人を超える児相が3カ所あり、抜本的な増設が必要であること、そして、この2年間で100名の増員を行ってきたもののまだ不十分であり、さらに大幅な増員を行うこと、特に経験者の増員を早急に行うこと、そして最も早急な対策が必要なのは、一時保

護所の拡充などです。職場では、職員の不安の解消と意見を聞くためにアンケートを行いました。アンケートには7割を超える職員から申し入れ内容への賛同の声がありました。また、まだ数名ですが組合加入にもつながっています。

県当局は、5月に県職労の申入れ項目と一致する緊急対策を発表しました。

さて、現状はどうかと言えば、職場の実態はさらに深刻になっています。8月16日に県が2018年度の児童虐待の状況を発表しましたが、対応件数はさらに増加しています。また、事件報道以降、少しでも危険があると判断すればまず一時保護をする方針となり、一時保護所はさらに定員を大幅に上回る実態となっています。ある児童相談所では定員25名に対して一時倍以上が入所し、あらゆる部屋を使って寝食をさせるしかない状況にあります。担当者からは、このままでは、入所中に新たな問題が発生してしまうのではないかとの声も上がっています。また、一時保護所では労働基準法のサブロク協定を結んでいますが、常時入所児童が定員を超えている中で、とても月45時間の時間外勤務では収まらないとの声があり、協定の見直しを求めて行き

たいと考えています。一時保護所だけではなく、児童福祉司なども多忙を極めています。また、指導的立場にあるスーパーバイザーはこの4月に数名増やしましたが、まだ不十分な状況です。さらには、5年前から1.6倍に急激に職員数が増えたことで、所長も全体を把握することができなくなっているとの声もあります。

県職労では、当局との夏の交渉で、緊急な施設整備や職員の負担軽減策を求めてきました。また、8月には担当課とも交渉を行い緊急の対応なども求めてきました。さらには、自治労連都道府県職部会での全国知事会への要請行動でも千葉県の児童相談所の実態を訴えてきました。

まだまだ、県当局の対応は不十分であり、抜本的な対応が必要です。今後、該当職場での運動への参加と同時に組織化を目指し、職場全体の要求として実現を目指していきたいと思えます。

千葉県職労では、この4月に3名ですが、19年間不採用が続いてきた現業職員の採用を実現させました。採用させたのは畜産関係の研究機関で、当該の現業職員だけではなく、職場の研究員や事務職員、担当する本課も含めて署名にも取り組み、現業職場全体の世論としたことで実現させたことを経験してきました。

この教訓を児童相談所の取り組みに活かしていきたいと思えます。

9月に千葉県で予定されている「子ども家庭相談担当職員の全国交流集会」に職場から一人でも多くの参加者を募っています。そして、福祉職場全体の運動を作っていきたいと考えています。

最後に、児童虐待問題は、児童相談所を設置する都道府県や政令市、中核市だけの問題ではありません。現在、第一次の窓口となっている市町村の体制強化が必要です。市町村の担当者の多くは非正規職員であり、専門的な研修や待遇面での抜本的な改善が必要です。ぜひ、全国的な運動として取り組んでいきましょう。